

1 景観計画の策定経緯

本計画は、平成16年度より着手し、平成17年度にかけて現況調査・景観調査、景観ワークショップを中心とする住民参加による協議と景観検討委員会による検討を行ないました。平成18年3月には上九一色村との合併があり、精進・本栖・富士ヶ嶺地区に対象範囲を拡大して検討を行ないました。

平成18年度からは、景観計画策定委員会を組織し、ここでの検討をもとに計画立案作業を進め、平成19年度には景観計画素案をまとめました。

平成20年度は、景観計画素案に対する住民の意見を募集するため、アンケート調査を実施し、調査結果を反映して計画素案の調整を行いました。また、平成19年度から検討してきた景観条例案をまとめました。

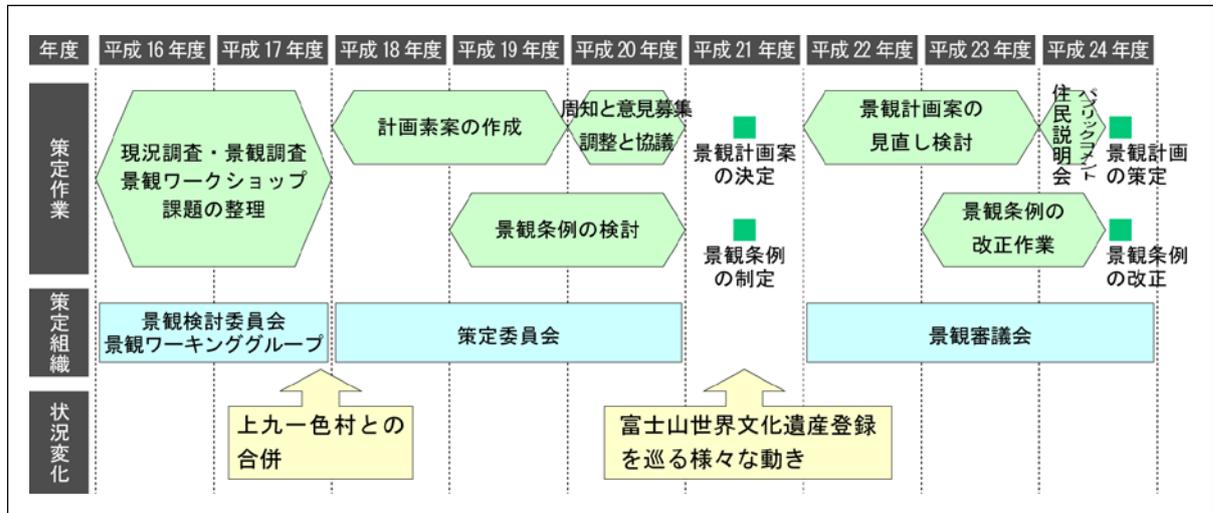
平成21年度には、景観条例を制定し、景観計画案を定めましたが、富士山の世界文化遺産登録を巡り、富士五湖が新たに文化財登録されるなど様々な動きの中で、計画内容を見直す必要が生じました。

これを受けて平成22年度には、あらためて景観計画案の見直し作業に着手しました。

平成23年度には、景観審議会を立ち上げ、見直し案の審議を行ない、景観計画原案を決定しました。また、併せて景観条例の見直しを行ない、改正案を作成しました。

平成24年度には修正案に対するパブリックコメントや地区別説明会等を行ない、平成25年3月に富士河口湖町景観計画を策定しました。また、平成24年12月に富士河口湖町景観条例を改正しました。

■ 策定経緯の概略



■ 策定経緯

平成16年度

- 現況調査
- 景観調査

平成16年	9月	□ 現地調査（河口湖南岸・北岸・西湖地域）
	10月	□ 現地調査（河口湖南岸・北岸・西湖地域）
	11月	□ 勉強会
平成17年	2月	■ 第1回景観検討委員会
	3月	◇ 先進地視察（真鶴町） ◆ 第1回景観ワークショップ（河口湖南岸・北岸・西湖地域）

平成17年度

- 現況調査
- 景観調査
- 景観ワークショップ
- 課題の整理
- 基本方針の検討

平成17年	4月	◆ 第2回景観ワークショップ（船津地区）
	6月	□ 現地調査（上九一色地域）
	7月	□ 現地調査（上九一色地域） ■ 第2回景観検討委員会
	8月	◆ 第3回景観ワークショップ（上九一色地域）
	10月	■ 第3回景観検討委員会
	11月	◆ 第4回景観ワークショップ（上九一色地域） ◆ 第5回景観ワークショップ（河口湖南岸地域） ◆ 第6回景観ワークショップ（河口湖北岸地域） ◆ 第7回景観ワークショップ（西湖地域）
	12月	◆ 第8回景観ワークショップ（上九一色地域） ◆ 第9回景観ワークショップ（河口湖南岸・北岸地域） ◆ 第10回景観ワークショップ（西湖地域）
平成18年	1月	◇ 先進地視察（近江八幡市）
	2月	◆ 第11回景観ワークショップ（上九一色地域） ◆ 第12回景観ワークショップ（河口湖南岸・北岸・西湖地域）

平成18年度

- 計画立案
- 調整と協議

平成18年	8月	● 第1回景観計画策定委員会
	10月	● 第2回景観計画策定委員会
	11月	● 第3回景観計画策定委員会 ○ 山梨県との協議（みどり自然課）
	12月	● 第4回景観計画策定委員会
平成19年	2月	● 第5回景観計画策定委員会
	3月	○ 山梨県との協議（観光資源課） ● 第6回景観計画策定委員会 ● 第7回景観計画策定委員会

平成19年度

- 調整と協議
- 計画素案の決定
- 景観条例素案の作成

平成19年	4月	■ 計画素案報告会
	9月	● 第8回景観計画策定委員会
平成20年	3月	□ 計画素案の決定 □ 景観条例・施行規則素案の作成

平成20年度

- 調整と協議
- 計画案の決定
- 景観条例案の決定

平成20年	4月	<input type="checkbox"/> 計画素案の調整
		↳
平成21年	2月	<input type="checkbox"/> 景観条例・施行規則素案の調整
	3月	<input type="checkbox"/> 計画案の決定
		<input type="checkbox"/> 景観条例・施行規則案の決定
		◆計画素案に対するアンケート調査の実施

平成21年度

- 景観条例の制定

平成21年	6月	<input type="checkbox"/> 景観条例の制定
-------	----	----------------------------------

平成22年度

- 計画案の見直し検討

平成22年	8月	○山梨県との協議（美しい県土づくり推進室・世界遺産推進課）
	9月	<input type="checkbox"/> 景観計画案の見直し検討
		↳
平成23年	3月	

平成23年度

- 見直し案の調整と計画原案の決定
- 景観条例の改正案の検討

平成23年	5月	○山梨県との協議（美しい県土づくり推進室）
	6月	●第1回景観審議会
	10月	●第2回景観審議会
		<input type="checkbox"/> 計画原案の決定
平成24年	1月	<input type="checkbox"/> 景観条例改正案の作成

平成24年度

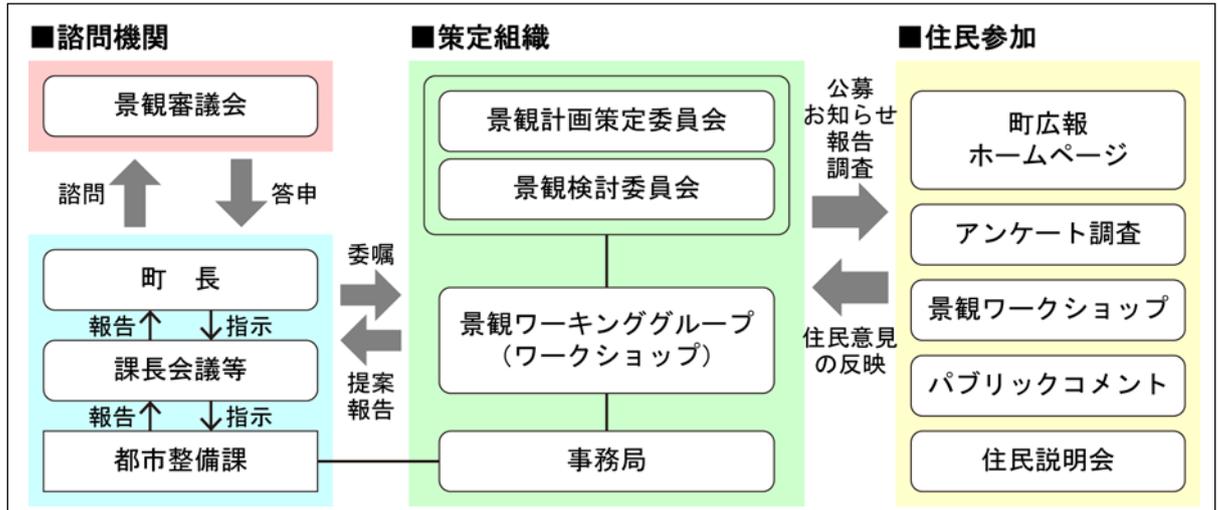
- 計画原案の住民説明と意見募集
- 審議と調整
- 景観条例の改正
- 景観計画の策定

平成24年	5月	◆パブリックコメントの実施
	7月	◆地区別説明会（8地区）
	10月	●都市計画審議会
	11月	●第3回景観審議会
	12月	<input type="checkbox"/> 景観条例・施行規則の改正
平成25年	3月	<input type="checkbox"/> 景観計画の策定

2 景観計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から、景観ワーキンググループによるワークショップを行うとともに、計画素案に対するアンケート調査、計画原案のパブリックコメントや地区別住民説明会など、住民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような体制で進めてきました。

■景観計画の策定体制



■景観計画策定委員会

学識経験者をはじめ、団体代表、住民代表、町議会代表、行政関係者（富士河口湖町、山梨県）からなる計画策定段階における最上位組織で、景観計画の素案を総合的、専門的な見地から検討を行いました。

■景観検討委員会

団体代表、地域代表、町議会代表、行政関係者（富士河口湖町）からなる調査・検討段階におけるオーソライズ組織で、景観調査の結果や課題の整理、基本方針の立案等について、総合的な見地から検討を行いました。

■景観ワーキンググループ

船津、小立、大石、河口、勝山、足和田、精進、本栖、富士ヶ嶺*の各地区代表からなる住民検討組織で、住民の視点から地域の身近な景観の課題やあり方について検討を行ないました。

■景観審議会

富士河口湖町の景観に関する重要事項等を審議する町長の諮問機関で、本計画の策定にあたっては、景観計画案の見直し案について審議を行ない、町長に答申を行いました。

注) * 景観ワーキンググループは、当初船津、小立、大石、河口、勝山、足和田の6地区の住民代表で組織されましたが、平成18年3月の旧上九一色村との合併を控えた平成17年7月より精進、本栖、富士ヶ嶺を加えた9地区の住民代表により構成されました。

3 富士河口湖町景観計画原案にかかる答申

平成24年11月28日

富士河口湖町長 渡邊 凱 保 殿

富士河口湖町景観審議会
会長 林 正 則



富士河口湖町景観計画の見直し（案）について（答申）

平成24年11月7日付け富河都発第11-6号にて諮問のありました、富士河口湖町景観計画については、概ね適切であると認め、ここにその旨を答申いたします。

記

- 1 景観資源等の質的向上に関する事項において、景観法に定められている事項に加え、富士河口湖町独自の項目として眺望の保全、景観重要公共施設重要湖水景観の保全、創出に関する基本的事項を明確に定めるなど、町として重点的に景観形成に取り組む必要がある。
- 2 本景観計画において、自然公園法など申請手続きが重複しないよう調整を図る必要がある。

4 景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分

景観計画では、景観計画における届出と国立公園区域における届出ができるだけ重複しないよう、建築物、土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取については、**国立公園普通地域の一定規模以上の行為**を届出の対象としています。一定規模の数値については、行為の種類ごとに定めており、それぞれの区分は、下表に示すとおりです。

■景観計画における届出と国立公園区域における届出の区分

行為の種類	国立公園区域の地種区分	規模	申請・届出先
建築物	特別地域	高さ 13m 又は 水平投影面積 1,000 m ² 以上	環境省
		高さ 13m かつ 水平投影面積 1,000 m ² 未満	山梨県
	普通地域	高さ 13m 又は 延床面積 1,000 m ² 以上	山梨県・富士河口湖町
		高さ 13m かつ 延床面積 1,000 m ² 未満	富士河口湖町
工作物	特別地域	高さ 13m 又は 水平投影面積 1,000 m ² 以上	環境省・富士河口湖町
		高さ 13m かつ 水平投影面積 1,000 m ² 未満	山梨県・富士河口湖町
	普通地域	高さ 13m 又は 延床面積 1,000 m ² 以上	山梨県・富士河口湖町
		高さ 13m かつ 延床面積 1,000 m ² 未満	富士河口湖町
工作物 (鉄塔)	特別地域	高さ 13m 以上	環境省・富士河口湖町
		高さ 13m 未満	山梨県・富士河口湖町
	普通地域	高さ 30m 以上	山梨県・富士河口湖町
		高さ 30m 未満	富士河口湖町
土地の形質の変更	特別地域	面積が 1,000 m ² を超えるゴルフコースの土地の形質の変更	環境省
		上記以外の土地の形質の変更	山梨県
	普通地域	宅地内以外における、200 m ² 以上又は高さ 5m 以上の法を生じる切土または盛土を伴う土地の形質の変更	山梨県・富士河口湖町
		宅地内の行為または 200 m ² 未満かつ高さ 5m 未満の法を生じる切土または盛土を伴う土地の形質の変更	富士河口湖町
鉱物の掘採 又は土石の類の採取	特別地域	宅地以外における、土地の形状を変更する恐れがある鉱物の掘採又は土石の類の採取	環境省
	普通地域	宅地内以外における、200 m ² 以上又は高さ 5m 以上の法を生じる鉱物の掘採又は土石の類の採取	山梨県・富士河口湖町
		宅地内の行為または 200 m ² 未満かつ高さ 5m 未満の法を生じる鉱物の掘採又は土石の類の採取	富士河口湖町
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	特別地域	高さ 1.5m 以上又は 10 m ² 以上の物件の堆積	山梨県・富士河口湖町
	普通地域	すべての行為	富士河口湖町
木竹の伐採	特別地域	地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合しないもの	環境省・富士河口湖町
		地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するもの	山梨県・富士河口湖町
	普通地域	すべての行為	富士河口湖町

注) * 黄色の部分が景観計画における届出の対象となる範囲であり、富士河口湖町への届出が必要となります。具体的な届出対象行為については、第3章-②景観形成地域ごとの景観形成基準を参照下さい。

5 用語解説

【あ行】

アドバイザー

助言（アドバイス）や忠告を行う者。

意匠

一般的には形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫・図案などを意味し、英語のデザインの訳語であるが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計案などを意味する場合にも用いられる。

ウォーキングトレイル

トレイルとは、森林・原野・山地などの踏み分け道、山の小道のことであるが、都市計画・まちづくりの分野では、都市部も含めた中で散策路としての意味で用いられている。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。また、エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

NPO（特定非営利活動法人）

Non-Profit Organization の頭文字をとった略語で特定非営利活動法人と訳される。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利組織のこと。

御師

特定の社寺に所属して、その社寺へ参詣者を案内し、参拝・宿泊などの世話をする者のこと。特に、伊勢神宮の参拝（伊勢講）や富士山の登拝（富士講）などが有名である。本町では河口地区にかつては富士山登拝の御師が集住し、御師のまちを形成していた。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいう（屋外広告物法第2条）。

【か行】

外構（がいこう）

敷地内にある建物の外の構造物全体を指す言葉

であり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針、指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

開発行為

建築物の造築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為のこと。

外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種に対して、従来からその地域で棲息・生育するものを在来種という。外来種は、生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われている。

回廊

寺院、教会、修道院、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、町内を自由に移動しながら風景を楽しめるルート風景回廊と呼んでいる。

環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。環境教育ともいう。

勧告

ある行動をとるように説き勧めること。行政機関が、相手方の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質については、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

クラインガルテン

ドイツで盛んな 200 年の歴史をもつ農地の賃借制度（独 Kleingarten）。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、「市民農園」「市民菜園」と言

われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇への楽しみの創出、都市部での緑地保全や子どもたちへの豊かな自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本でクラインガルテンと呼ばれる施設は、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備された市民農園が多い。

グリーンツーリズム

都市の住民が自然の豊かな農山漁村に滞在し、自然や文化、地元の人との交流を楽しむ余暇活動のこと。都市の人が自然の豊かな生活をするのでのストレス解消とともに農山漁村地域の活性化が期待される。

景観アドバイザー（制度）

地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、都市デザイン、建築、造園、緑化などの専門的な立場からアドバイスや助言を行う者をいう。景観アドバイザー制度とは、住民や事業者、市町村などが行う景観づくりに関して、質の高い景観づくりのため、計画の立案から実施にいたるまで、それぞれの要請に応じて景観アドバイザーの派遣・依頼を行う制度。

景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の対象となる一団の土地の土地所有者等の全員の合意が必要となる。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

景観行政団体

景観法に基づき諸施策を実施する行政団体のこと。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になるが、その他の市町村も景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。平成 24 年 1 月現在、公示済および公示予定を含め全国で 524 の地方公共団体が、山梨県においては本町を含む 22 市町村が景観行政団体となっている。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、(1) 景観計画区域、(2) 景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3) 良好な景観の保全・形成

のための行為の制限に関する事項、(4) 景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされている。(平成 23 年 8 月の法改正で (2) は必須事項でなくなった)

景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域のことで、本町では全域を指定している。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、一定の規制・誘導が行われる。

景観コントロール

一定のルールに基づく建築物や工作物等の行為の規制や誘導を図ることにより、良好な景観の形成を図ること。

景観サポーター

地域住民の景観形成活動の支援を行う意欲や知識、ノウハウをもつ町民や事業者などのうち、町が定める一定の要件を満たす者のことをいう。

景観形成基準

景観計画区域において建築物・工作物等の築造行為や開発行為等における制限など、良好な景観形成のために定める基準のこと。

景観形成重点地区

「景観形成重点地区」とは、「景観形成推進ゾーン」のなかで、特に良好な景観形成を重点的に推進すべき地区として景観条例で指定された地区をいう。本計画では、住民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成基準に基づく適切な誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的に景観形成を推進していく地区と位置づけている。

景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な建築物、工作物のこと。指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域の景観上重要な公共施設のこと。景観重要公共施設は、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に則して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備等に関し

て景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で観上重要な樹木のこと。指定された景観重要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観審議会

学識経験者、町民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本町の景観行政に関わる事項を審議する組織であり、本町では、「富士河口湖町景観条例」に基づき平成23年1月に設置されている。

景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができる計画で、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定めることとされている。

景観法

平成16年6月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

顕在（化）

はっきりと形にあらわれて存在すること。顕在化とはこれまであまりわからなかったものやことが、はっきりとあらわれてくること。

原生林

昔から現在まで、伐採や災害などによって破壊（森林破壊）されたことがなく、ほとんど人手が加えられたことのない自然のままの森林のこと。原始林は、それらが一切ない森林のことをいうが、同義語として使われる場合もある。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

建築行為

建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般的には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

国立公園

国が指定し、その保護・管理を行う自然公園のことで、平成24年1月現在、全国に29箇所が指定されている。本町は概ね全域が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されている。

古道

古い道路、旧道のこと。本町では、鎌倉街道、若彦路、中道往還などがある。

古刹

由緒ある古い寺、古寺のこと。

工作物

人為的に地上や地中に造られた建造物のこと。建築物も広義の意味では工作物であるが、本計画では、建築物以外の建造物を工作物と呼んでいる。

【さ行】

彩度

色相、明度、彩度を色の三属性といい、色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いのことをいう。

サイン

記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、看板などの総称として用いられる。

里山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、今日では生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

シークエンス

景観の分野でいうシークエンスとは乗物から見る景観など、移動する視点からの連続して変化する景観のことをいう。これに対し、山頂の展望台など固定的な視点から対象を眺める透視図的な眺めをシーン景観という。

視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。

遮へい

人目や光線などからさえぎること。景観の分野では、対象物の手前に塀や樹木などを配置することで、視線をさえぎり、見えなくする場合などに用いる。

修景

良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

醸成

ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

象徴

抽象的な思想・観念・事物などを、具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

樹海

広い範囲に樹木が繁茂し、見下ろすと一面の樹林が海のように見えるところ。青木ヶ原樹海は、我が国の代表的な樹海として知られている。

シンポジウム

聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答などを行う形式の討論会のこと。

森林療法（セラピー）

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

森林法

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

スポット

局地的な場所や地点のことをいう。

生態系

ある地域に存在する生物と、それを取り巻く非生物的環境を包括したある程度閉じたひとつの系のこと。生態系では、相互間の複雑な働きかけ、物質やエネルギーの循環、流れを通じて、全体のバランスが保たれている。

生物の多様性

いろいろな生物が存在している様子。生態系、種、遺伝子など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。生物の多様性は、人類を含めた多くの生命にとって欠かすことの出来ない命の土台であるが、自然環境の悪化に伴い、これまでにない早さで失われつつある。そのため、生物多

様性の保全を図るため自然保護の取り組みが世界各地で進められている。

世界文化遺産

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき、人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡、自然環境として世界文化遺産委員会（世界遺産リスト）に登録された有形のものをいう。世界遺産には「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」の3種がある。富士山は、このうち世界文化遺産への登録を目指し、山梨県、静岡県が一体となって取り組みを進めている。

占用許可

道路や河川に工作物・施設・物件を設けて長期間使用する場合には、その管理者の許可をうけることが、法に定められている。占用許可とは、このことに基づき、管理者が申請者に与える占用についての許可のこと。

潜在的

表面に表れないで内部に隠れて存在していること。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギ、コナラ、エノキなどを中心に、土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

【た行】

ダイヤモンド富士

富士山の山頂部と太陽が重なる大気光学現象で、皆既日食の際の「ダイヤモンドリング」になぞらえ、太陽がダイヤモンドのように美しく見えるためこう呼ばれている。

多自然型工法

自然や生態系に配慮した工法のことをいう。道路ではけものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など生き物の生息環境に配慮した緑化などが行われる。

眺望

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。かつては神社を囲むようにして、必ず存在した森林のことで杜の字をあてることも多い。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

届出制度

ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務づける制度のこと。

【な行】

ネットワーク

網細工、網の目のような組織のことを意味する言葉であるが、まちづくりの分野では町内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

二地域居住（マルチハビテーション）

二地域以上の、複数の居住空間に生活することをさす。定住という概念を超えた多面的な居住形態である。そのため、マルチ（Multi-「多様な」）とハビテーション（habitation「居住」）を組み合わせ合わせた造語で、マルチハビテーションとも呼ばれる。

【は行】

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

パノラマ

見渡す限りの広々とした風景、全体を一望できる風景のこと。

ビューポイント

良好な景観を眺めることができる地点や場所のこと。視点、観点、立場、みどころなどの意味もある。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元

に誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとの自然や風景をPRし、住民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、山梨県で「山梨フィルムコミッション」を推進している。

フットパス

森林や田園地帯、古いまち並みといった、昔からある風景を楽しみながら散歩する散策路のこと。フットパスウォークとは、そのような散策路を散歩することをいう。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等に産業廃棄物やごみ等を捨てること。

プラント

大型の生産設備や機械のこと。

プロジェクト

あるテーマに沿った企画、計画、事業、研究開発など一連の業務のこと。

文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められている景観のこと。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中で作り上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた。

保安林

水源涵養や災害防備などの公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第25条に基づき保安林として指定する。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

【ま行】

マナー

態度、礼儀、礼儀作法のこと。

【や行】

溶岩樹形

火山の噴火の際などに、流れ下った溶岩が樹林を包み込み、冷えた後に樹木の幹の形に穴になったもの。西湖周辺などで顕著にみられる。

【ら行】

ランドスケープ

一般的には、風景、景色、眺め、景観などと訳される（英 Landscape、独 Landshaft）。英語、ドイツ語の Land は、どちらも土地を形づくるという意味のほか、共同体という言葉と同一語源である。ランドスケープという言葉は、科学的な側面と審美的な側面の両面を含んでいる。

ランドマーク

地域が目印や象徴的な景観要素となっているもので、山や橋、記念碑や塔、特徴的な建造物、巨木など場所によって様々なものがある。本町の場合は、富士山をはじめ山岳が代表的なランドマークとなっている。

リゾート

本来は行楽地全般のことを指すが、古典的な保養地のイメージのように「風光明媚で、のんびりとリラックス出来る場所」という意味合いが強い。

緑地協定（制度）

都市緑地法に基づく制度。一団の土地所有者等の全員の合意により、町長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。

ロードサイド

通りに面した一帯のことをいう。ロードサイド店舗とは、幹線道路等の交通量の多い道路の沿道に立地し、主に自家用車でのアクセスにより集客する店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線道路沿いに立地するものが多い。

【わ行】

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。